

第1章. はじめに

1. 改定の背景

福井県では、平成 16 年に、都市計画法の改正により都市計画区域単位での策定が義務付けられた「都市計画区域マスタープラン」と、各都市計画区域マスタープランの指針となる「県全体の基本方針」からなる『福井県都市計画マスタープラン』を策定しました。

『福井県都市計画マスタープラン』は、県内各都市の趨勢や今後の人口・産業の見通しなどを踏まえて、おおむね 20 年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものです。

今回の改定は、現行計画の基準年からおおむね 10 年後の中間見直しであり、現行計画を基本に行います。ただし、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われた他、県内でも市町村合併の進展や高速交通ネットワークの整備進捗などの新たな状況の変化もみられることから、これらの新たな視点を踏まえた計画となるように適宜項目の追加・修正を行います。

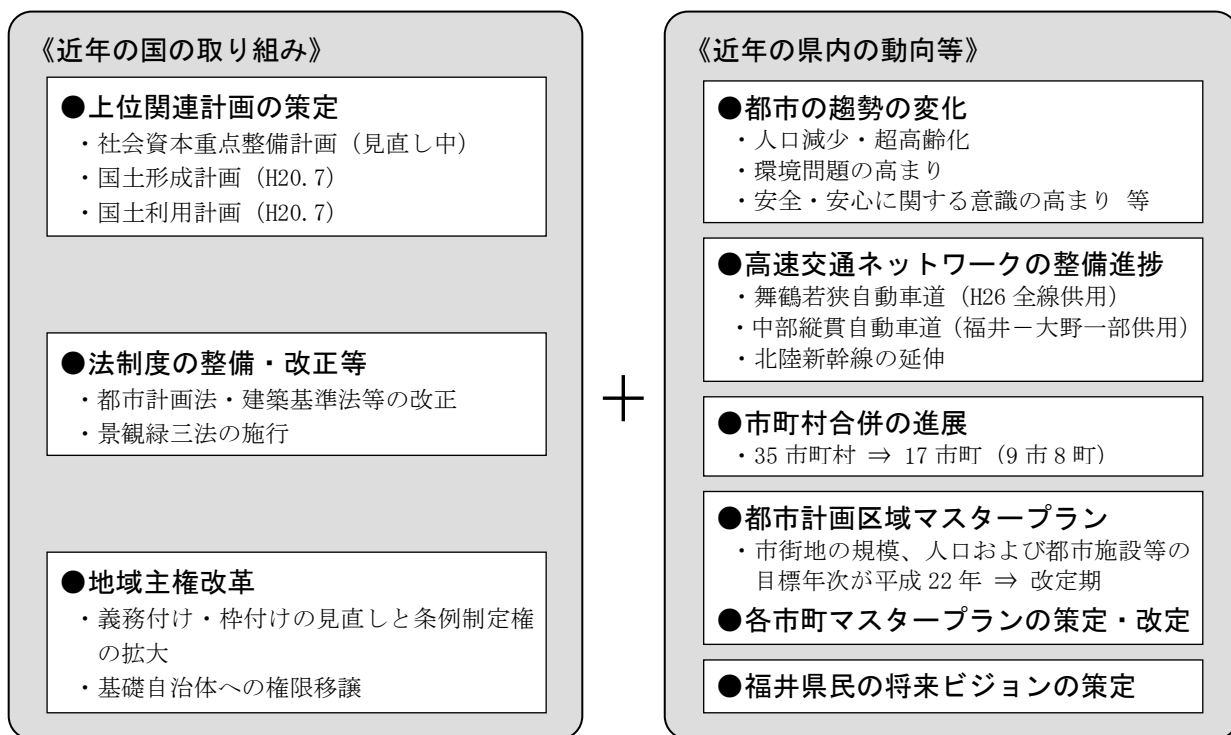


図 福井県都市計画マスタープラン改定の背景

2. 効果

福井県都市計画マスタープランの策定により期待される効果は以下の通りです。

表 福井県都市計画マスタープラン策定の効果

①合理的かつ効率的な都市づくり	都市の将来像とその実現に向けた大きな道筋を定めることで、土地利用コントロールや市街地の整備等の総合性と一体性を確保し、より合理的かつ効率的な都市づくりが推進できます。
②都市づくりの方向性に対する県民のイメージの醸成	県民に理解しやすいかたちで都市の将来像やその実現に向けた大きな道筋を明らかにすることで、都市づくりの方向性に対する県民のイメージが醸成できます。
③都市づくりへの県民の合意形成の促進	計画策定過程における住民参加や情報提供を通じて、県民の都市づくりに対する理解を深めることができ、また今後の都市づくりへの合意形成を促進することができます。

3. 各計画との関係

都市計画マスタープランは、国土形成計画や福井県民の将来ビジョンなどの上位計画との適合を図るとともに、土地利用や都市施設等に係る計画との整合を図ります。

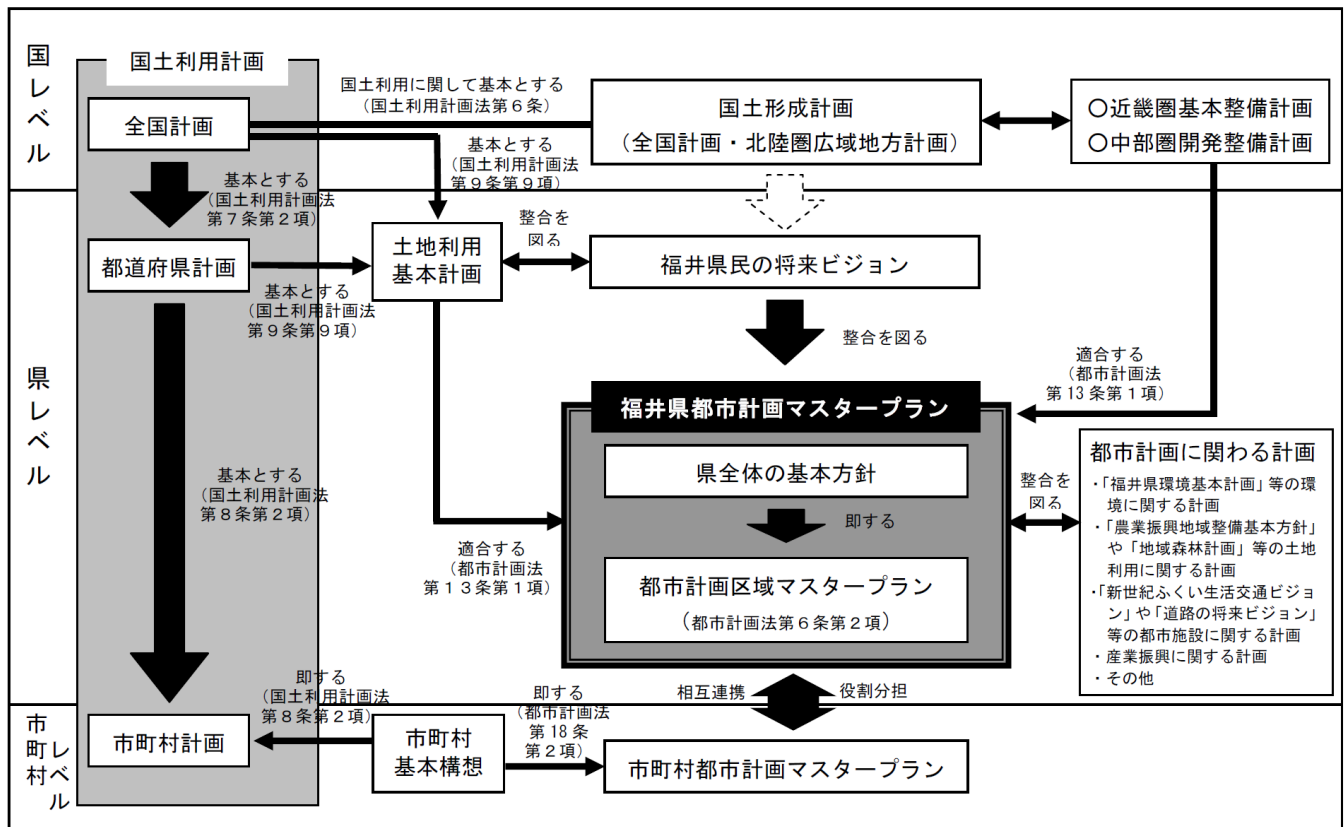


図 福井県都市計画マスタープランの位置付け

また、都市計画区域マスタープランは「都市計画区域を対象として広域的・根幹的な事項を示すもの」、市町村都市計画マスタープランは「市町村域を対象として地域の特性をふまえて創意工夫による具体的な都市づくりの方向性を示すもの」であり、これらの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。既に策定している市町村都市計画マスタープランが本計画に即していない場合には、同法 18 条の 2 第 1 項に基づき、見直しを検討します。

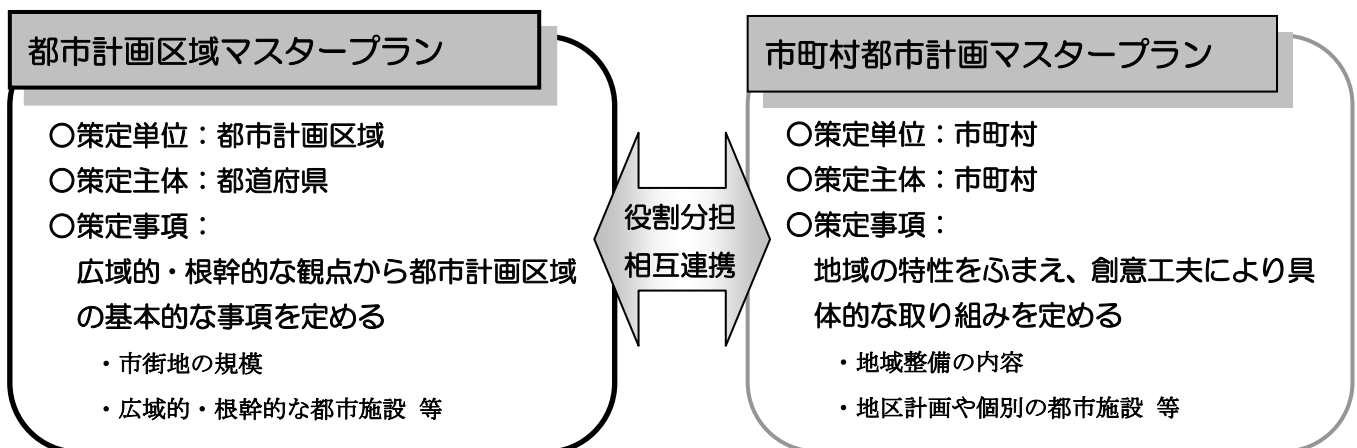
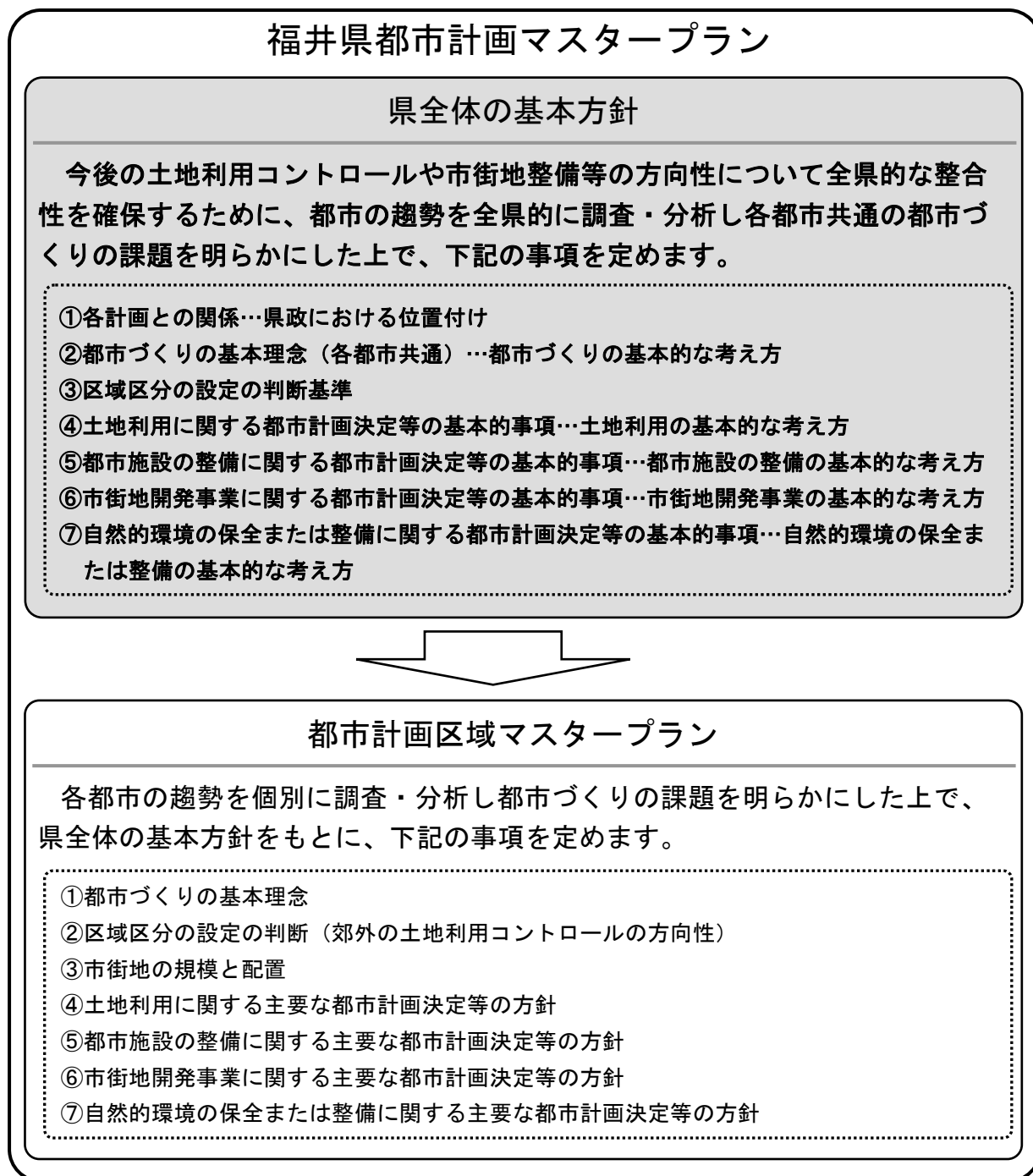


図 市町村都市計画マスタープランとの関係

4. 計画の基本的事項

(1) 構成



(2) 対象区域

現在の都市計画区域を中心としますが、広域的な交通や自然環境と都市環境のあり方の検討など、市町村合併を踏まえた幅広い観点で今後のまちづくりを考える必要があるため、福井県全域を計画の対象とします。

(3) 目標年次

おおむね20年後の福井県の今後のまちづくりの方針となるため、平成22年を基準年次とし、平成32年を中間年次、20年後の平成42年を目標年次と定めます。